



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年1月14日金曜日 第2233号

目次

指定医師の所在地の変更.....	10
指定医師の辞退の届出.....	10
指定自立支援医療機関の指定.....	10
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の取下げ.....	11
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	11
地籍調査の成果の認証.....	11
土地改良区清算人の退職の届出.....	11
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	12

肥料登録有効期間の更新.....	12
同意の成立(漁獲共済).....	12
建築士の免許の取消し.....	12
土地改良事業の計画の変更の認可.....	12
町営土地改良事業の施行の同意.....	12
道路の供用開始(県道篠山公園線).....	12

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	12
----------------------------	----

告 示

○愛媛県告示第27号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成23年1月14日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
亀岡 博	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548	かめおか内科	大洲市東大洲987番地1	平成22年11月5日
得居和義	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	共立病院	西条市三津屋南9番10号	平成22年11月29日
森岡 明	チヨダクリニック	八幡浜市川通1455番地22	旭町内科クリニック	八幡浜市沖新田1510-73	平成22年12月1日

○愛媛県告示第28号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成23年1月14日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由	内科	西予市立野村病院	富田仁美	西予市野村町野村9-53	平成22年12月1日

○愛媛県告示第29号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年1月14日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
双岩薬局	八幡浜市若山4-205-1	南予調剤株式会社	薬局(育成医療・更生医療)	平成22年12月1日
グリーンハート薬局	大洲市東大洲157番地2	有限会社大洲調剤	薬局(育成医療・更生医療)	平成22年12月1日
ハロ-薬局東大洲店	大洲市東大洲987番地2	有限会社ハロ-薬局	薬局(育成医療・更生医療)	平成22年12月1日

○愛媛県告示第30号

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（平成22年11月愛媛県告示第1278号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

大 規 模 小 売 店 舗		取 年 月 日 下 日
名 称	所 在 地	
Aコープのむら	西予市野村町野村12号634番地1外	平成22年 12月24日

○愛媛県告示第31号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
Aコープのむら	西予市野村町野村12号634番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前8時	平成23年 2月1日	平成22年 12月24日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後7時	午後9時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後7時30分まで	午前7時30分から午後9時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第32号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	朝生田地区	平成20年度から平成22年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
松山市	和泉北地区	平成20年度から平成22年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
宇和島市	大字百之浦の一部、蛤の一部	平成20年度から平成21年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
新居浜市	高祖	平成20年度から平成21年度まで	新居浜市の地籍図及び地籍簿

大洲市	長浜町仁久の2	平成20年度から平成21年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿
-----	---------	------------------	--------------

2 認証年月日

平成23年 1月14日

○愛媛県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人内子町土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏 名	住 所
河 内 紘 一	喜多郡内子町五百木123番地
藤 山 春 夫	喜多郡内子町知清535番地
内 山 芳 徳	喜多郡内子町城廻2196番地

○愛媛県告示第34号

県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（双津野工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成23年 1月17日から平成23年 2月14日まで

3 縦覧場所

西予市野村総合支所

○愛媛県告示第35号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年1月16日	愛媛県第1258号	魚廃物加工肥料	魚粉肥料	窒素全量 4.5 リン酸全量 2.6 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	下波漁業協同組合 愛媛県宇和島市下波3048番地
平成26年1月14日	愛媛県第1273号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料1号	窒素全量 5.0 リン酸全量 5.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第36号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法

○愛媛県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	篠山公園線	南宇和郡愛南町正木2976番 8	平成23年 1月14日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによってかつおをとることを目的とする漁業

○愛媛県告示第37号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消の理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成21年3月2日	梅 野 敏 男	二級建築士	愛媛県知事登録第3273号	死亡による

○愛媛県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（土地改良区維持管理事業）の計画の変更を平成23年 1月 5日認可した。

平成23年 1月14日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・柿原地区）の施行に平成23年 1月 5日同意した。

平成23年 1月14日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

平成23年 1月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年12月17日	特定非営利活動法人 松中・東高卒業生有志奨学金	米 山 徹 朗	松山市空港通三丁目 2 番15号	この法人は、奨学金基金を原資として奨学金支給を行なうことにより次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材の育成に貢献することを目的とする。